

川崎市小規模事業者臨時給付金 Q & A

令和2年7月16日版

1 川崎市小規模事業者臨時給付金の制度について

- 1－(1) 小規模事業者臨時給付金の概要は？
- 1－(2) 給付額は1事業者いくらか？
- 1－(3) 国の持続化給付金と重複して申請することができるのか？
- 1－(4) 給付金の用途に制限はあるのか？
- 1－(5) 国の持続化給付金は受けていないが、県の休業要請で給付金を受けているが申請できるのか？
- 1－(6) 市の給付金は課税対象となるのか？

2 給付金の対象者について

- 2－(1) 「小規模事業者」とは？
- 2－(2) 小規模事業者給付金の対象は？
- 2－(3) 「主たる事務所」とは何か？
- 2－(4) 複数の事業を行っている場合はどうなるのか？
- 2－(5) 個人事業者（家族経営）は対象となるのか？
- 2－(6) 業種の指定はあるのか？
- 2－(7) 本年、開業したばかりの企業も対象となるのか？
- 2－(8) 本年、市外から移転してきた企業は対象となるのか？
- 2－(9) 事業収入の減少はどのような方法で確認するのか？
- 2－(10) NPO（又は団体・組合）も対象になるのか？
- 2－(11) フリーランスは対象となるのか？
- 2－(12) 会社を営んでいるが個人で事業も行っている。2つの申請は

可能か？

2－（13） 昨年は小規模事業者ではなかったが、現在は小規模事業者であるが、申請は可能か？

2－（14） 確定申告は白色申告でも提出できるのか？

2－（15） 複数の事業所を市内外に持っているが、申請は可能か？

2－（16） 確定申告の納税地が川崎ではないが申請は可能か？

2－（17） 医療法人は対象となるか？

3 給付金申請の期間・方法・手続きについて

3－（1） 給付金はいつまで実施するのか？

3－（2） 電子申請が可能か？

3－（3） 申請書類を紙でもらいたいけどどこで配布しているか？

3－（4） 申請書類は8月31日までに必着か？

4 給付金の振り込みについて

4－（1） 申請から給付金が支払われるまでの期間はどのくらいか？

4－（2） 申請者と通帳の所有者が異なるが問題ないか？

5 提出書類の内容について

5－（1） 申請書類は何を提出すればよいか？

5－（2） 対象とする前年同月比の営業実績がない場合はどうするのか？

5－（3） 売上の減少の対象となる期間はいつか？

5－（4） 記載例はあるか？

5－（5） 確定申告がないが申請できるのか？

5－（6） 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を

指導されたが、事業収入がゼロのため申請ができないのか？

5－(7) 確定申告がない場合の第2号様式の確認書は税理士又は公認会計士以外のものの印でも問題ないか？

5－(8) 確定申告の押印がない場合、併せて「納税証明書」を添付すれば認められるか？

5－(9) e-Taxで申請している場合、どのように書類を提出すればよいか？

5－(10) 個人事業主で資本金が無い(0円)の場合、資本金欄はどのように記入したらよいか？

1 川崎市小規模事業者臨時給付金の制度について

1－（１）小規模事業者臨時給付金の概要は？

A：新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市内小規模事業者を対象に、雇用の維持と事業の継続を図るため、川崎市が給付金を支給するものです。

1－（２）給付額は１事業者いくらか？

A 給付対象の要件に該当する事業者に対して一律１０万円となります。

1－（３）国の持続化給付金と重複して申請することができるのか？

A 小規模事業者臨時給付金は、国の持続化給付金を受けることのできなかつた小規模事業者の支援を目的に交付されるものであるため、既に国の持続化給付金を申請した事業者は対象となりません。

1－（４）給付金の用途に制限はあるのか？

A 特に制限を設けておりません。広く事業全般に使用いただけます。

1－（５）国の持続化給付金は受けていないが、県の休業要請で協力金をもらっているが申請できるのか？

A 休業に関する協力金とは異なる制度となりますので、市の給付金

を申請いただくことは可能です。

1－(6) 市の給付金は課税対象となるのか？

A 使途に制約のない資金を給付金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものです。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。（※国の持続化給付金と同様の扱いになります）

2 給付金の対象者について

2－(1) 「小規模事業者」とは？

A：中小企業基本法において小規模企業者と定義されている方です。

従業員数が

- ・商業・サービス業は5人以下
- ・製造業・その他の業種は20人以下の事業者です。

業種の詳細は参考資料「日本標準産業分類表」をご覧ください。

2－(2) 小規模事業者給付金の対象は？

A 市内に本店又は主たる事務所を有する小規模事業者で、本年1月から申請時までの対象となる1か月の事業収入が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者を対象としています。

2－(3) 「主たる事務所」とは何か？

A 本店や本社と同義と捉えてください。

2－（4）複数の事業を行っている場合はどうなるのか？

A 法人の場合は1法人格あたり1回の申請です。個人の場合は1個人あたり1回の申請となります。

2－（5）個人事業者（家族経営）は対象となるのか？

A 個人事業者（家族経営）にあっても支給要件を満たせば対象となります。

2－（6）業種の指定はあるのか？

A 業種の指定はありませんが、性風俗関連特殊営業、性風俗に係る接客業務受託営業、宗教上の組織若しくは団体などは、国の基準と同様に給付の対象外としております。

2－（7）本年、開業したばかりの企業も対象となるのか？

A 令和2年1～3月に開業した事業者については対象となりますが、令和2年4月以降に開業した場合は対象外です。

2－（8）本年、市外から移転してきた企業は対象となるのか？

A 申請時に市内に本社または本店を有する小規模事業者は対象となります。

2－（9）事業収入の減少はどのような方法で確認するのか？

A 確定申告書類や売上台帳等をもとに、対象となる月の対前年比による減少を確認します。

2－（10）NPO（又は団体・組合）も対象になるのか？

A 申請の要件を満たし、提出書類が整うようであれば対象になります。

2－（11）フリーランスは対象となるのか？

A フリーランスについても基本的に給付対象として考えています。ただし、確定申告に「雑収入」や「給与収入」として事業収入を計上している場合は、事業の実態の有無を確認できないことから、別途、契約書などの生業として事業を行っていることを示す書類が必要となります。

2－（12）会社を経営しているが個人で事業も行っている。2つの申請は可能か？

A 法人の場合は1法人格あたり1回の申請です。個人の場合は、1個人あたり1回の申請となります。会社と個人事業であれば別の事業主となりますので、申請ができます。

2－（13）去年は小規模事業者ではなかったが、現在は小規模事業者であるが、申請は可能か？

A 申請時点で小規模事業者であれば、申請することが可能です。

2－（14）確定申告は白色申告でも提出できるのか？

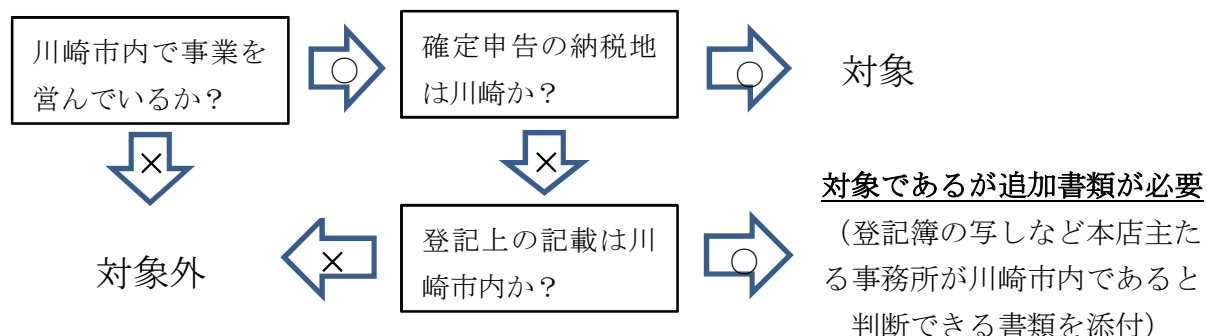
A 白色申告も提出書類として認められます。ただし、月別の事業収入が確認できないことから、前年の比較対象月は年間の売上から月平均を算出したものとなります。

2－（15）複数の事業所を市内外に持っているが、申請は可能か？

A 川崎市内の事業所が本店又は主たる事務所であれば申請可能です。支店扱いの場合は対象となりません。（本店又は主たる事業所のある自治体の制度をご確認の上、そちらにご申請ください。）

なお、主たる事務所とは、本店や本社と同義と捉えてください。

（参考）所在地による対象を確認する場合のフローチャート



2－（16）確定申告の納税地が川崎ではないが申請は可能か？

A 原則として、確定申告の納税地で判断します。

川崎が納税地でない場合には、本店又は主たる事務所が川崎市内であると判断できる書類を添付してください。（登記簿の写しなど）

2－（17）医療法人は対象となるか？

A サービス業に該当し、従業員数が5人以下であれば「医療法人社団」「医療法人財団」ともに申請対象となります。

3 給付金申請の期間・方法・手続きについて

3－（１）給付金はいつまで実施するのか？

A 本年8月31日（月）までの申請受付です。

3－（２）電子申請が可能か？

A 電子申請はできません。ホームページから申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記載して郵送してください。

3－（３）申請書類を紙でもらいたいがどこで配布しているか？

A 以下の場所で配布を行っております。

●各区役所

●川崎市経済労働局

（川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル10階）

●川崎市産業振興財団（川崎市産業振興会館）

（川崎市幸区堀川町66-20）

3－（４）申請書類は8月31日（月）までに必着か？

A 8月31日（月）消印有効です。

4 給付金の振り込みについて

4－（１）申請から給付金が支払われるまでの期間はどのくらいか？

A 市にて申請書を受け付けてから、おおむね10日程度を予定しております。

4－(2) 申請者と通帳の所有者が異なるが問題ないか？

A 振込先口座は申請者名義である必要があります。

代表者が交代した場合などは、金融機関で口座名義の変更を行ってから申請してください。

5 提出書類の内容について

5－(1) 申請書類は何を提出すればよいか？

A 通常では、給付金申請書、昨年の確定申告、今年の対象月の売上台帳、通帳の写しをご提出いただいております。対象者により必要な書類が異なる場合もありますので、詳しくは公募要領をご覧ください。

5－(2) 対象とする前年同月比の営業実績がない場合はどうするのか？

A 対象とする前年同月比の営業実績がない場合は、2019年（平成31年1月～令和元年12月）のひと月当たり平均事業収入と比べ30%以上50%未満の期間が1か月以上認められれば、申請できます。

5－(3) 事業収入の減少の対象となる期間はいつか？

A 本年1月から申請時の前月までの期間を対象とし、事業収入の減少が確認できる任意の月を申請することができます。

5－(4) 記載例はあるか？

A ホームページに記載例を掲載させていただいております。

5－（5）確定申告がないが申請できるのか？

A－1（直前の事業年度の確定申告が完了していない場合）

直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合などは、「2事業年度前の確定申告書類」または第2号様式「税理士または公認会計士による事業収入確認書」をご提出いただくことで申請が可能です。

A－2（個人の場合で確定申告の義務がない場合）

2019年分の市民税・県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）を提出してください。

また、2019年分の申告が完了していない場合は、2018年分の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）を提出してください。

5－（6）税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロのため申請ができないのか？

- A 想定する事業収入を給与や雑収入で記載している場合には、生業として続けている事業であることを示す書類をご提出いただくこととなります。例えば、事業としての契約を行った任意の契約書を1部ご提出いただくこととなります。

5－（7）確定申告がない場合の第2号様式の確認書は税理士又は公認会計士以外のものの印でも問題ないか？

- A 確定申告に代わる証明書類としてご提出いただくため、税理士又は公認会計士による印鑑を必要としております。

5－(8) 確定申告の押印がない場合、併せて「納税証明書」を添付すれば認められるか？

A 押印のない確定申告と提出する確定申告の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）をあわせて提出いただくことで收受印の代わりとして認めております。

5－(9) e-Taxで申請している場合、どのように書類を提出すればよいか？

A e-Taxの「受信通知」及び確定申告書類の控えをご提出ください。「受信通知」はe-Taxのホームページから確認することができます。

5－(10) 個人事業主で資本金が無い（0円である）場合、資本金欄どのように記入したらよいか？

A その場合、資本金欄には「0円」と記入してください。